

福岡県公報

平成30年10月12日
第4034号

目次

告示(第842号-第859号)

○土地収用法に基づく事業の認定	(用地課)	1
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	2
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	3
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の占用の制限	(道路維持課)	5
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	6
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	6
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	6
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	7
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	7
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	7
○道路の区域の変更	(道路維持課)	7
公 告		
○介護医療院の許可	(介護保険課)	8

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	8
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	8
○土地改良区が行う土地改良事業計画変更の認可	(農村森林整備課)	8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	9
○建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	9

告 示

福岡県告示第842号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成30年10月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 起業者の名称
みやま市
- 2 事業の種類
みやま市役所駐車場整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
福岡県みやま市瀬高町下庄字七生寺地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について
本件事業は、土地収用法第3条第31号に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当するため、同法

第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者であるみやま市は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、平成29年度一般会計補正予算により既に財源措置を講じているので、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、みやま市が同市瀬高町下庄字七生寺地内において、みやま市庁舎に近接する土地を取得して庁舎駐車場の整備を行うものである。

みやま市は、平成19年1月29日に旧瀬高町、旧山川町及び旧高田町の3町の合併により誕生した市であり、分庁方式を採用し、多くの業務はみやま市役所本所（以下「市役所」という。）にて取り扱い、行政機能の拠点施設として役割を果たしている。

現在市役所では100台分の来庁者用駐車場を確保しているが、窓口の対応件数や対応時間が増加していることに加え、部署ごとに来庁者が集中する期間が一定の期間あり、その期間が重なる場合には慢性的に駐車スペースが不足する状況が生じている。

そのため、市役所来庁者が隣接する瀬高公民館、瀬高体育センター及び市立図書館（以下「隣接施設」という。）の駐車場に駐車しており、当該施設利用に支障を来しているほか、市役所駐車場で安全帯等の駐車スペース以外への駐車、周辺道路における路上駐車等の発生により、事故発生の可能性や近隣住民の生活環境への悪影響が懸念され、早期にその解消を図る必要がある。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、隣接施設の利用に係る支障の解消が見込まれること、また、駐車スペース以外への駐車、周辺道路における路上駐車等が解消され、事故発生の抑止や近隣住民の生活環境への悪影響の防止が見込まれることなど、相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は確認されていないことなどから、軽微なものであると考えられる。

ウ また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、本事業計画において、複数

の候補地の中から、来庁者の利便性、交通の安全性、事業費等の面から3案について検討を行った上で、来庁者の利便性が高く、交通の安全性が確保され、造成工事等が比較的容易であり、事業費も3案中最小となる社会的、経済的及び技術的に優れた案を採用している。

エ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、市役所来庁者が隣接施設の駐車場に駐車しており、当該施設利用に支障を来しているほか、市役所駐車場で安全帯等の駐車スペース以外への駐車、周辺道路における路上駐車等の発生により、事故発生の可能性や近隣住民の生活環境への悪影響が懸念されることなどから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、みやま市から申請のあったみやま市役所駐車場整備事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

みやま市役所（企画振興課）

福岡県告示第843号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰

国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年10月12日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
糸島地介82	やなぎもと内科	糸島市井田469-1	H 27・6・2	居管・予居管
小介薬46	あじさい薬局	小郡市大崎1020-5	H 30・9・1	居管・予居管

福岡県告示第844号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年10月12日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
八女居60	たちばな森の里介護センター	八女市立花町白木610-1	H 30・1・31

福岡県告示第845号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第

4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年10月12日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
行介薬47	有限会社リーフ調剤薬局行橋店	有限会社リーフ調剤薬局	行橋市西宮市一丁目7-31	H 30・7・1
大居266	デイサービス和夢	デイサービスみやはら	大牟田市臼井新町1丁目28-6	H 30・7・17
筑紫居126	デイサービスリハモール太宰府	デイサービスリハモールちくし	筑紫野市大字吉木2459-1	H 29・10・1
粕居221	デイサービスうぐいすの郷	華の郷デイサービス	糟屋郡須恵町大字上須恵235	H 30・8・1

2 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
福津介63	福津訪問クリニック	福津市畦町440-8	福津市八並255-9	H 30・7・9
福津介薬4	有限会社石津調剤薬局	福津市中央三丁目9-33	福津市中央三丁目9-30 ラ・ガールフクマ101	H 30・7・17
み居66	訪問看護ステーションみやま	みやま市瀬高町小川218-1 ルート209乗富3号室	みやま市瀬高町小川570-1	H 30・7・1
京居14	有限会社ケンコー介護ショップ吉富	築上郡吉富町大字幸子514-1	築上郡吉富町大字幸子521	H 28・3・1
大居266	デイサービスみやはら	大牟田市臼井新町一丁目28-1	大牟田市臼井新町一丁目28-6	H 30・7・17
筑紫居126	デイサービスリハモールちくし	太宰府市御笠一丁目14番11号	筑紫野市大字吉木2459-1	H 29・10・1

福岡県告示第846号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年10月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 高須西
- 2 区域の所在地 北九州市若松区高須西二丁目
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から20号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と20号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
北九州市若松区高須西二丁目	1番166	1号、2号及び20号
	5番106	3号
	5番105	4号
	100番10	5号及び6号
	2番106	7号
	2番105	8号
	2番104	9号
	2番111	10号
	100番6	11号から13号まで
	1番122	14号
	1番123	15号
	1番159	16号及び17号
	1番168	18号
	1番167	19号

福岡県告示第847号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年10月12日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	八女香春線	前	八女市上陽町北川内4178番1先から 八女市上陽町北川内3733番1先まで	8.0 ～ 12.9	44.0
			後	八女市上陽町北川内4178番1先から 八女市上陽町北川内3733番1先まで	9.0 ～ 19.5	44.0

福岡県告示第848号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年10月12日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年10月12日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	八女香春線	八女市上陽町北川内4178番1先から 八女市上陽町北川内3733番1先まで

福岡県告示第849号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域

を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年10月12日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	鳥 栖 倉 線	前	小郡市福童435番2先から 小郡市二森1387番1先まで	6.5 ～ 43.0	1876.5
			前	小郡市福童435番2先から 小郡市二森1387番1先まで	15.0 ～ 43.0	1650.0
			後	小郡市福童435番2先から 小郡市二森1387番1先まで	6.5 ～ 43.0	1876.5
			後	小郡市福童435番2先から 小郡市二森1387番1先まで	15.0 ～ 43.0	1650.0

福岡県告示第850号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年10月13日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年10月12日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間

久留米	鳥 栖 倉 線	小郡市福童538番1先から 小郡市福童3255番7先まで
-----	---------	---------------------------------

福岡県告示第851号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年10月12日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	城 島 瀧 線	前	久留米市城島町内野298番8先から 久留米市城島町内野296番10先まで	7.8 ～ 28.8	40.0
			後	久留米市城島町内野298番8先から 久留米市城島町内野296番10先まで	7.4 ～ 28.8	40.0

福岡県告示第852号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年10月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	500号	朝倉郡東峰村大字小石原1744番1先から朝倉市江川1444番1先まで	朝倉県土整備事務所

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成30年10月26日

福岡県告示第853号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年10月12日

福岡県知事 小川 洋

1(1) 解除予定保安林の所在場所

朝倉市秋月野鳥字本谷844の76（次の図に示す部分に限る。）・844の77（以上1筆国有林）

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

2(1) 解除予定保安林の所在場所

朝倉市秋月野鳥字本谷844の76（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第854号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年10月12日

福岡県知事 小川 洋

1 解除予定保安林の所在場所

田川郡糸田町字横道244の37

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

指定理由の消滅

福岡県告示第855号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成30年10月12日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

平成4年9月福岡県告示第1467号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第856号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成30年10月12日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

平成5年5月26日農林水産省告示第562号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第857号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成30年10月12日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

平成5年2月10日福岡県告示第272号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第858号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成30年10月12日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

平成2年5月福岡県告示第758号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び岡垣町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第859号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年10月12日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築	県道	椎 田 停車場 線	前	築上郡築上町大字椎田 949番1先から 築上郡築上町大字椎田 961番11先まで	5.9 ～ 8.0	88.0
			後	築上郡築上町大字椎田 960番7先から 築上郡築上町大字椎田 961番7先まで	20.0 ～ 25.7	

公 告

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定に基づき、介護医療院の開設を許可したので、同法第114条の7第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の2の3の規定により次のように公示する。

平成30年10月12日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称又は氏名	許可年月日
介護医療院	40B4100010	医療法人成雅会泰平病院介護医療院 糟屋郡須恵町大字新原14番地7	医療法人成雅会	平成30年10月1日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年10月12日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ゆめマート行橋
- (2) 所在地 行橋市中津熊285-1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要 意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年10月12日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ゆめマート田川大任
- (2) 所在地 田川郡大任町大字今任原字有次3077番地

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要 意見なし

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項

の規定に基づき、次のように土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

平成30年10月12日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	事業名	認可年月日
三井郡床島堰土地改良区	維持管理事業	平成30年9月27日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年10月12日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡宇美町障子岳南二丁目1919番、1920番1、1920番4、1920番8、1920番9、1920番17、1920番19、1920番77及び2330番12
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
岡山県岡山市南区箕島367番地1
株式会社トライ
代表取締役 宇都宮 広光

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年10月12日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市大字牛島348番7及び348番12から348番17まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

太宰府市五条二丁目6番34号

眞鍋建設株式会社

代表取締役 眞鍋 賢市

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定によりみやま市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年10月12日

福岡県知事 小川 洋

筑後中央広域都市計画用途地域の変更（平成30年10月1日みやま市告示第132号）

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成30年10月12日

福岡県知事 小川 洋

- 処分をした年月日
平成30年10月1日
- 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社荒巻組	三潞郡大木町大字筏溝 605	荒巻 隆吉	平成27年11月7日 福岡県知事許可（般・特 -27・29） 第65043号

- 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

- (1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、公共事業に係るもの。

（注）「公共事業」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）

別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

(2) 停止期間

平成30年10月15日から平成31年2月11日までの120日間

4 処分の原因となった事実

株式会社荒巻組の元取締役は、福岡地方裁判所において、土地改良法第141条第1項（贈賄）違反の事実により、平成30年4月18日に、懲役10か月、執行猶予4年の判決を受け、同年4月20日に、その刑が確定している。

このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。